有田川町の令和７年度決算に係る健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、財政健全化比率に応じて、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図る為の計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図る為の行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

平成２０年度（平成１９年度決算分）から地方公共団体は、毎年度決算に基づいて算定された健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計に係る⑤資金不足比率とその算定の基礎となる書類について監査委員の審査を受けた上で、議会に　報告し、住民に公表することが義務づけられています。

健全化判断比率は、それぞれの比率に応じて「健全」「早期健全化」「財政再生」の３段階（④将来負担比率については、「財政再生」段階なし）に区分され、資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」の２段階に区分されます。

また、平成２１年度（平成２０年度決算分）からは、決算に基づく上記の健全化判断比率（上記①～④）のいずれかが早期健全化基準値を超えた場合に「財政健全化計画」を策定し、⑤資金不足比率についても経営健全化基準値を超えると「経営健全化計画」を策定して、計画に沿った自主的な改善努力により財政の健全化に取り組まなければなりません。

さらに、再生判断比率（上記①～③）のいずれかが財政再生基準値を超えると「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な再生が求められることになります。

有田川町の令和７年度決算に係る財政健全化判断比率及び資金不足比率は、以下のとおりです。

健全化判断比率

（単位：%）

	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	１３．２３	２０．００
② 連結実質赤字比率	—	—	１８．２３	３０．００
③ 実質公債費比率	１０．６	１２．０	２５．０	３５．０
④ 将来負担比率	—	—	３５０．０	

＊１　比率が発生してしない場合は、「—」と表示しています。

＊２　実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、地方公共団体の標準財政規模に応じて算定することとなっており、標準財政規模が５０億円以上２００億円未満の団体の実質赤字比率の早期健全化基準は、下記の算式により算定します。標準財政規模とは、地方公共団体が標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示したものです。

令和７年度の有田川町の標準財政規模は、１０，６８２，５７５千円です。

｛（標準財政規模＋１００億円）×１００／（３０×標準財政規模）＋２０｝／２

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は、上記算式で出た数値に５を足します。

資金不足比率

（単位：%）

	令和７年度	令和６年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	２０．０
簡易水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
かなや明恵峡温泉特別会計	—	—	

＊１　資金不足額がないので、資金不足比率は「—」と表示しています。

①実質赤字比率

一般会計と特別会計（以下「一般会計等」という。）の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。有田川町においては１３．２３％以上で早期健全化団体に、２０％以上で財政再生団体となります。

令和７年度決算における有田川町の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が４２８，３５５千円の黒字となったため、発生しませんでした。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計や地方公共団体に設置されたすべての特別会計を連結し算定した赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。有田川町においては、１８．２３％以上で早期健全化団体に、３０．０％以上で財政再生団体となります。

令和７年度決算における有田川町の連結実質赤字比率は、連結実質収支が２，６７５，４６９千円の黒字となったため、発生しませんでした。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

公債費（地方債の元利償還金）の水準を測る指標であり、地方公共団体に設置されたすべての会計における一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準　財政規模に対する比率です。

この比率が２５％以上になると早期健全化団体となり一部の地方債の発行が、　３５％以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。また、１８％を超えた場合、地方債を発行するためには「公債費負担適正化計画」の策定を前提に、和歌山県知事の許可を得なければなりません。

令和７年度決算における有田川町の実質公債費比率は、前年度と比べて１．４ポイント減の１０．６％となりました。一般会計における地方債元利償還金の減少および普通交付税の増加を要因として、実質公債費比率は改善傾向を示しています。なお、単年度比率は、令和５年度は１２．０％、令和６年度は９．９％、令和７年度は１０．０％です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利・準元利償還金－特定財源・基準財政需要額算入額等}}{\text{標準財政規模－基準財政需要額算入額}}$$

④将来負担比率

地方公共団体に設置されたすべての会計、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の　標準財政規模に対する割合を示す指標で、３５０％以上で早期健全化団体となります。

令和７年度決算における有田川町の将来負担比率は発生しませんでした。今後も計画的な事業の実施によって、引き続き地方債残高の抑制が必要です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－充当可能財源等}}{\text{標準財政規模－基準財政需要額算入額}}$$

⑤資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において上記の４つの指標とともに定められており、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。比率は　　各公営企業会計において算定することとされており、２０％以上で経営健全化団体となり、早期健全化団体と同じように、公営企業の経営健全化を図る計画を策定しなければなりません。

令和７年度決算における有田川町の各公営企業会計に係る資金不足比率は、すべての公営企業会計において資金不足額がないため、発生しませんでした。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$